

令和5年

第1回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第1号

2月3日(金曜日) 忠生市民センターホール

出席議員(10名)

1 番	渡 口 禎	2 番	鈴 木 基 司
3 番	おぜき 重太郎	4 番	若 林 章 喜
5 番	小 林 憲 一	6 番	三 階 道 雄
7 番	坂 田 たけふみ	8 番	佐 藤 しんじ
9 番	中 嶋 良 樹	10 番	谷 和 彦

出席説明員

副 管 理 者	阿 部 裕 行	副 管 理 者	高 橋 勝 浩
副 管 理 者	大 坪 冬 彦	監 査 委 員	福 島 基
会 計 管 理 者	今 國 隆 市		
八 王 子 市		町 田 市	
市 民 部 長	立 花 等	市 民 部 長	樋 口 真 央
多 摩 市		稲 城 市	
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ 生 活 課 長 事 務 取 扱		市 民 部 長	森 雅 代
市 民 自 治 推 進 担 当 部 長			
	田 島 元		
日 野 市			
環 境 共 生 部 長	小 平 裕 明		

出席事務局職員

事 務 局 長	宮 崎 慶 三	主 査	西 山 裕 之
主 査	大 野 達 司	速 記 士	波 多 野 夏 香

2月3日(金) 議事日程

午後2時開議

- | | |
|-----|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸報告 |
| 第 4 | 報告第1号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて |
| 第 5 | 第1号議案 令和4年度(2022年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第1号) |
| 第 6 | 第2号議案 令和5年度(2023年度)南多摩斎場組合会計予算 |
| 第 7 | 第3号議案 南多摩斎場組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 第4号議案 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す |

		る条例
	第5号議案	南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
	第6号議案	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
	第7号議案	南多摩斎場組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
	第8号議案	南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
第 8	第9号議案	南多摩斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第 9	第10号議案	南多摩斎場組合職員の費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第10	第11号議案	南多摩斎場組合個人情報保護法施行条例
	第12号議案	南多摩斎場組合行政不服審査会条例
	第13号議案	南多摩斎場組合議会の議員等の報酬に関する条例の一部を改正する条例
第11	第14号議案	南多摩斎場条例の一部を改正する条例
第12	行政報告	南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

午後1時53分 開会

○議長（渡口禎） これより令和5年（2023年）第1回南多摩斎場組合議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○日程第1
会議録署名議員の指名

○議長（渡口禎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩斎場組合議会会議規則第43条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

8番 佐藤しんじ議員
9番 中嶋 良樹議員

○日程第2
会期の決定

○議長（渡口禎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日とすることに決しました。

○日程第3
諸報告

○議長（渡口禎） 日程第3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご報告申し上げます。

令和5年1月10日、管理者から令和5年（2023年）第1回南多摩斎場組合議会定例会を2月3日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の議案15件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知と併せてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第121条

の規定により、管理者に出席要求いたしました。

なお、町田市の石阪管理者は病氣療養のため、また、八王子市の石森副管理者は所用のため、本議会は欠席となっておりますので、本日は多摩市の阿部副管理者に代行をお願いしております。

以上で報告を終わります。

○議長（渡口禎） 事務局長の報告は終わりました。

○日程第4

報告第1号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（渡口禎） 日程第4、報告第1号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

阿部副管理者。

○副管理者（阿部裕行） 多摩市長の阿部です。副管理者でありますので、報告をさせていただきます。

報告第1号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、条例の改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年12月23日に専決処分いたしましたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご説明申し上げます。

本条例につきましては、管理市である町田市に準拠して定めており、町田市が令和4年12月23日に条例改正を行いましたので、同日、同じ内容で改正したものでございます。

内容につきましては、勤勉手当の支給率について、東京都人事委員会勧告を参考にして、支給月数を0.1月分引き上げ、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給月数を現行の4.45月分から4.55月分に引き上げるものです。

また、給料表の給料月額及び初任給の額を増額するものです。

説明は以上です。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第1号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第5

第1号議案 令和4年度（2022年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）

○議長（渡口禎） 日程第5、第1号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

阿部副管理者。

○副管理者（阿部裕行） それでは、第1号議案 令和4年度（2022年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算をそれぞれ146万5,000円増額し、総額をそれぞれ3億1,900万2,000円とするものでございます。

詳しくは、事務局長が説明いたします。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、説明申し上げます。

第1表及び歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして概要を説明申し上げます。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

先ほど副管理者が申し上げたとおり、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ146万5,000円増額し、総額をそれぞれ3億1,900万2,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

初めに、下段の歳出予算についてご説明申し上げます。

第2款、総務費240万円の減額は、火葬簿データ電子化業務委託等の契約差金の減額によるものでございます。

第3款、衛生費386万5,000円の増額は、電気料金値上がりによるものでございます。

次に、上段の歳入予算でございます。

順番が逆で申し訳ございませんが、第4款、繰越金1,685万8,000円の増額は、令和3年度からの繰越金の確定によるものでございます。

この繰越金の確定と歳出予算の増額の差引きにより、上の第1款、分担金及び負担金を1,539万3,000円減額し、2億550万7,000円とするものでございます。各組織市負担金の内訳は説明欄のとおりでございます。こちらは円単位で表記させていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第1号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第6

第2号議案 令和5年度（2023年度）南多摩斎場組合会計予算

○議長（渡口禎） 日程第6、第2号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

阿部副管理者。

○副管理者（阿部裕行） それでは、第2号議案 令和5年度（2023年度）南多摩斎場組合会計予算につきましてご説明申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,016万2,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市からの負担金、組織市住民以外の方の火葬室使用料及び式場使用料などの斎場使用料でございます。

歳出につきましては、火葬や式場に関わる所要の経費、施設の維持管理経費、人件費などを計上いたしました。

詳しくは、事務局長が説明します。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、ご説明申し上げます。

予算書の4ページ、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、概要をご説明いたします。

先ほど副管理者が申し上げたとおり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億2,016万2,000円でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございます。

第1款、分担金及び負担金、項の1、負担金、目の1、負担金につきましては、組織市負担金として今年度当初予算と同額の2億2,090万円を計上させていただきました。各組織市負担金の内訳は、7ページの説明欄のとおりでございます。こちらは、各市の予算との関係から円単位で表記しております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

第2款、使用料及び手数料でございます。

項の1、使用料、目の1、斎場使用料9,820万6,000円につきましては、説明欄にございますように、組織市住民以外火葬室使用料、式場使用料、霊安室使用料を計上したものでございます。

これらにつきましては、前回の議会でご報告させていただきました令和5年度（2023年度）南多摩斎場組合事業運営計画に基づき算出したものでございます。

同項、目の2、総務使用料65万8,000円は、売店使用料などの行政財産使用料でございます。

第5款、諸収入、項の2、雑入、目の1、雑入39万4,000円は、空きビン売却料などでございます。

以上が歳入です。

続きまして、歳出予算をご説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

第1款、議会費、項の1、議会費、目の1、議会費でございます。

節の1、報酬212万4,000円は、議長、副議長、議員に対する報酬でございます。

節の9、交際費3万円は、正副管理者、議員等に対する議長からの弔慰金でございます。

節の10、需用費14万7,000円は、議会運営に要する消耗品や議事録作成に要する費用でございます。

節の11、役務費15万4,000円は、議会時の筆耕翻訳料でございます。

続いて、第2款、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。

節の1、報酬1,036万2,000円は、正副管理者、組合雇用の会計年度任用職員、及びこの後の議題で審議いただく行政不服審査会委員の報酬でございます。

節の2、給料から節の4、共済費までは派遣職員を含む組合職員4名の人件費等でございます。

節の8、旅費3万円は、事務局職員の出張旅費でございます。

節の9、交際費3万円は、正副管理者、議員等に対する管理者からの弔慰金でございます。

節の10、需用費84万9,000円は、事務用消耗品費、埋火葬許可証等の印刷製本費などでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

節の11、役務費41万円は、電話代、インターネット接続料などの通信運搬費及び公用車の任意保険料などでございます。

節の12、委託料592万8,000円は、町田市への会計事務委託料、地方公会計業務支援委託料、火葬簿データ電子化業務委託など事務局業務の委託料でございます。

令和4年度に実施しました火葬棟耐震診断業務委託、例規データベース構築初期業務委託の終了、及び過去累積分の火葬簿データ電子化業務委託の終了により、令和4年度より2,338万8,000円減額となっております。

節の13、使用料及び賃借料107万7,000円は、複写機

やビジネスホンの借上料などでございます。

節の18、負担金補助及び交付金17万1,000円は、都市公平委員会負担金等でございます。

節の24、積立金77万3,000円は、南多摩斎場組合職員退職手当基金条例に基づきまして、職員給料の4%を積み立てるもので、併せて利子も計上しております。

同款、項の2、監査委員費、目の1、監査委員費30万1,000円は、監査委員2名の報酬などでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

第3款、衛生費、項の1、保健衛生費、目の1、斎場費でございます。

節の10、需用費1億2,518万9,000円につきましては、火葬及び式場運営に係る消耗品のほか、火葬炉に使用する灯油代などの燃料費が4,417万6,000円、電気代や水道代などの光熱水費が2,329万7,000円でございます。

また、修繕料5,431万6,000円は、毎年計画的に実施している火葬炉設備に係る修繕費用のほか、施設・設備全体に係る修繕費を計上したものでございます。この修繕費の中には、畳敷きの待合室2室を洋室に改修する費用も含まれております。

節の11、役務費43万7,000円は、待合室カーテン等の洗濯手数料などでございます。

節の12、委託料1億704万2,000円は、火葬業務及び火葬棟、待合棟、式場棟の維持管理、運営に係る経費でございます。

主なものでございますが、火葬業務委託料5,863万円、総合管理業務委託料2,387万円、庭園管理業務委託料930万円などでございます。火葬業務委託料につきましては、今年度で3か年の長期継続契約が終了し、新たに2023年度から2025年度までの3か年契約となりますが、火葬件数増や委託業務内容の見直し等により1,986万2,000円の増額を見込んでおります。

節の13、使用料及び賃借料494万円は、電光表示板機器借上料等でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

節の17、備品購入費は老朽化した棺台車及び霊安室の保冷庫の更新と、畳敷き待合室2室の洋室改修に伴う初度調弁として、合計1,431万9,000円を計上いたしました。

第4款、予備費、項の1、予備費、目の1、予備費は100万円を計上させていただきました。

なお、参考資料として、前年度との比較で主な増減科目、理由及び増減額をまとめた「令和5年度(2023年度)南多摩斎場組合会計予算の概要」を添付いたしました。

説明は以上でございます。

○議長(渡口禎) 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

5番 小林憲一議員。

○5番(小林憲一) それでは、2点、説明をお願いしたいと思います。

1点目は予算書13ページ、総務費、総務管理費、一般管理費の委託料、この委託料の中の火葬簿データ電子化業務委託料が前年度比で788万4,000円減額になっておりますけれども、この理由についてご説明をお願いいたします。

○議長(渡口禎) 宮崎事務局長。

○事務局長(宮崎慶三) 今ご質疑がございました火葬簿データ電子化業務委託、予算の概要のほうに今回、95万6,000円を計上し、前年度より784万4,000円減額ということで書いてあります。そのご質疑だと思います。

これに関しましては、今年度実施いたしましたのが2020年度以前の、昭和50年からですから、恐らく50年近くに及ぶ火葬簿データ全体を電子化したもので数量的に申し上げますと24万件のデータを電子化したということでございます。今回、令和5年度当初予算で計上いたしますのは2022年の火葬簿データ、単年度のものを行うということで、データ件数にしますと大体1万1,000件、その差がこの金額に表れているということでございます。

○議長(渡口禎) 5番 小林憲一議員。

○5番(小林憲一) ありがとうございます。分かりました。

それから次に、15ページなんですけど、衛生費、保健衛生費、斎場費の委託料、この中の建物漏水防止等点検清掃業務委託料については前年度比で77万円の減額ということになっているんですけど、この理由として、火葬棟打検の省略というものが出来まいりましたけれども、これについてももう少し説明をお願いいたします。

○議長(渡口禎) 宮崎事務局長。

○事務局長(宮崎慶三) 同じく予算の概要に示された内容でのご質疑だと思います。

これに関しましては、先ほど若干ご説明を申し上げましたが、現在、火葬棟耐震診断を行っているということで、その中で、実は火葬棟の打検も行われております。そこで一定の結論が出るために、少なくとも2023年度の新たな打検は必要ないということで、その分の予算を落とさせていただいて、この金額になっているということでございます。

○議長（渡口禎） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第2号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第7

第3号議案 南多摩斎場組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

第4号議案 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第5号議案 南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

第6号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第7号議案 南多摩斎場組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

第8号議案 南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

○議長（渡口禎） 日程第7、第3号議案から第8号議案までを一括議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

阿部副管理者。

○副管理者（阿部裕行） それでは、第3号議案から第8号議案までについて、一括でご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法の改正に伴い、地方公務員の定年引上げに関する規定を整備するため、関連する条例8本を改正するものでございます。

詳しくは事務局長が説明いたします。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご説明申し上げます。

本議案の主な内容としましては、段階的な定年の引上げ、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制の導入、給与の7割水準の規定、退職手当のピーク時特例の適用などを規定するものでございます。

また、東京都の運用と均衡を図るため、南多摩斎場組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に降給について規定するほか、南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の構成を、休暇に関する規程の改正や地方自治法の改正に伴い整理するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

3番 おぜき重太郎議員。

○3番（おぜき重太郎） 私は、給与の引上げに関しては、本来は反対の立場で、専決に関しては、とはいえ町田市議会でも承認されていることなので特に反対していないんですけども、一応念のための確認ということで、定年の引上げだから、特に給与が上がるとか、そういうことではなくて、新たにそういった定年分の制度が整えられたという理解でいいのかの確認だけさせてください。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） おっしゃるとおりでございます。これも管理市、町田市の条例改正と同様に今回改正させていただくものでございます。

○議長（渡口禎） 5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） それでは、第7号議案 南多摩斎場組合議員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

この改正後の条例で、第2条第1項「管理者は、職

員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反しこれを休職することができる。」という文言があります。この際、このところで「休職する」というのは、日本語としては「休職させる」とか、あるいは「休職とする」などの文言でないという意味が通じないのではないかと思うのですが、第2項のほうの「降給することができる」というのは、これで通じるのではないかと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 今お話を聞いておりますと、純日本語的にはおっしゃるとおりかなと。要するに、任命権者が休職するというのは、「休職させる」がそのとおりだろうというのは、そのとおりかと思いますが、実はこの件に関しましては地方公務員法第28条第2項にまさに同一の文言が設けられております。それを適用して地方自治体も改正しておりますので、日本語としてはそういうことですが、これで法的要件はクリアしているのかなというふうに思っております。

○議長（渡口禎） 5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） 元になっている地方公務員法がそういう文言であれば仕方がないのかなと思っておりますけれども、ちょっと日本語としてはおかしいのではないかということだけ申し上げておきたいと思っております。

○議長（渡口禎） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第3号議案から第8号議案までを採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

する条例の一部を改正する条例

○議長（渡口禎） 日程第8、第9号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

阿部副管理者。

○副管理者（阿部裕行） それでは、第9号議案 南多摩斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、関係規定を整備するため改正するものです。

詳しくは事務局長が説明いたします。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご説明申し上げます。

本議案の主な内容としましては、非常勤職員について、子の1歳到達後に夫婦交代での育児休業の取得が可能になるよう、育児休業の対象期間に関する規定を改めるとともに、地方公務員法改正に伴う文言・条項番号等の整理を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第9号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○日程第8

第9号議案 南多摩斎場組合職員の育児休業等に関

○日程第9

第10号議案 南多摩斎場組合職員の費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡口禎） 日程第9、第10号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

阿部副管理者。

○副管理者（阿部裕行） それでは、第10号議案 南多摩斎場組合職員の費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本議案は、管理市である町田市の改正に伴い、出張等に係る旅行雑費を廃止するものです。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第10号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10

第11号議案 南多摩斎場組合個人情報保護法施行条例

第12号議案 南多摩斎場組合行政不服審査会条例

第13号議案 南多摩斎場組合議会の議員等の報酬に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡口禎） 日程第10、第11号議案から第13号議題までを一括議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

阿部副管理者。

○副管理者（阿部裕行） それでは、第11号議案から第13号議案までについて、一括でご説明申し上げます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、施行に関し必要な事項及び関連事項に関して制定するものでございます。

詳しくは事務局長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご説明申し上げます。

第11号議案 南多摩斎場組合個人情報保護法施行条例につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、本年4月1日から地方公共団体における個人情報の取扱いが法規定で一本化されることに伴い、施行のために必要な事項について規定するものでございます。

また、第12号議案、第13号議案につきましては、開示決定等についての審査請求があった場合の諮問機関として行政不服審査会を設置するとともに、その委員の報酬額について規定するものでございます。

なお、報酬額については組織市の同趣旨の審査会委員報酬を参考にいたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第11号議案から第13号議案までを一括採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第11

第14号議案 南多摩斎場条例の一部を改正する条例

○議長（渡口禎） 日程第11、第14号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

阿部副管理者。

○副管理者（阿部裕行） それでは、第11号議案 南多摩斎場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、霊安室の適正な利用を確保するため、使用料規定の一部を改正するものです。

詳しくは事務局長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和4年第2回定例会で行政報告させていただいたところですが、死亡者が組織市住民の場合の現行の霊安室使用料は、1日（24時間）以内については無料で、以後24時間ごとに3,000円となっております。近年、この無料設定を利用し、火葬当日の遺体搬送の手間を省くための前泊に使用される状況が出てきており、本来の霊安室使用趣旨に反するものであるだけでなく、通常の遺体安置のための使用を妨げている状況も生じております。

このため、1日（24時間）以内無料の規定を廃止し、2日（48時間）までを3,000円とするよう改正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第14号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第12

行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

○議長（渡口禎） 日程第12、行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告についてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。

本調査の目的は、火葬に伴い発生する排ガスや集じん灰、残骨灰中のダイオキシン類等の量を調査し、周辺環境の保全及び職員の健康管理に寄与するために実施するものでございます。

調査対象物及び調査項目は、排ガスにつきましては、ダイオキシン類、ばいじん濃度、塩化水素濃度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度を、集じん灰、残骨灰につきましては、ダイオキシン類の含有量を調査いたしました。

調査対象炉ですが、当斎場の火葬炉12炉のうち毎年計画的に2炉について実施しておりますが、今年度は5号炉と7号炉を調査いたしました。

調査日は、2022年11月24日、調査業者は、ユーロフィン日本環境株式会社東京事業所でございます。

調査結果は下段の表のとおり、ダイオキシン類については、排ガス、残骨灰において指針値・参考値以下となっておりますが、集じん灰については、5号炉において、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則に規定する廃棄物焼却炉の処理基準値を準用した参考値以上となっております。

集じん灰とは電気集じん機等に付着した灰のことで、このことにより有害ガスを大気中に放出させない仕組みとなっております。

排ガスにおけるばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度につきましては火葬場における指針

値がございませんので、大気汚染防止法の廃棄物焼却炉の規制値を参考値としたものでございますが、その結果、いずれも参考値を下回っております。

先ほど、集じん灰で参考値以上とありましたが、ダイオキシン類が発生するのは、棺の中に入れられる副葬品、特にプラスチック製品が影響していると推測しております。ご利用者の方には、これからも引き続き副葬品の自粛の協力をお願いしまして、ダイオキシン類の発生防止の徹底に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

以上で行政報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもって令和5年（2023年）第1回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 渡 口 禎

署名議員 佐 藤 し ん じ

署名議員 中 嶋 良 樹